

川崎市立学校部活動サポート奨励金（関東大会・全国大会派遣奨励金）

交付要綱

平成27年4月1日市長決裁

27川教健第286号

（目的）

第1条 この要綱は、川崎市立学校部活動サポート奨励金（以下「奨励金」という。）の交付について必要な事項を定めることにより、学校教育活動の一環として行われる部活動において、関東大会及び全国大会の競技会又は各種大会（以下「競技会等」という。）に参加する生徒及び引率指導者の費用負担の軽減を図り、もって川崎市立学校における部活動並びに本市におけるスポーツ及び文化活動の振興に寄与することを目的とする。

（交付対象者）

第2条 奨励金の交付対象となる者は、川崎市立中学校、高等学校及び特別支援学校の部活動に所属する生徒またはその保護者及び引率指導者で、大会要項等に規定する登録人員以内で、かつ、実参加者とする。ただし、引率指導者は、出場部活動1部につき1名を、交付対象者とする。

（交付対象となる競技会等）

第3条 奨励金の交付対象となる競技会等は、次の各号に定める大会とする。

（1）競技会（運動部関係）

ア 関東及び日本中学校体育連盟が主催又は共催する関東及び全国中学校種目別体育大会

イ 関東及び全国高等学校体育連盟が主催又は共催する関東及び全国高等学校種目別体育大会

ウ 日本高等学校野球連盟が主催又は共催する関東及び全国高等学校野球大会

エ 関東及び全国聾学校体育連盟が主催又は共催する関東及び全国聾学校
種目別体育大会

(2) 各種大会（文化部関係）

ア 中学校が種目別に組織する団体において、主催又は共催する関東及び
全国大会。ただし、作品展示や発表を目的とした大会については対象外
とする。

イ 高等学校が種目別に組織する団体において、主催又は共催する関東及
び全国大会。ただし、作品展示や発表を目的とした大会については対象
外とする。

(3) その他教育次長が特に必要であると認める競技会等

（奨励金額）

第4条 奨励金額は、次の各号に基づき算出した金額（10円未満は切り捨
て）を交付する。

(1) 旅費は、当該学校の所在地の最寄りの鉄道駅またはバス停留所からの交
通運賃とし、当該運賃は、最も経済的な通常の順路で計算した額とする。
ただし、競技会上の必要または天災その他やむを得ない事情により最も経
済的な通常の順路で旅行しがたい場合には、その現によった経路及び方法
によって計算する。また、団体割引運賃等各種の割引運賃が適用されると
きは、当該運賃で計算した額とする。

(2) 宿泊費

ア 1人1泊につき、6,000円を上限として支給するものとする。た
だし、大会宿泊要項等に規定する宿泊費が6,000円を下回る場合は、
その金額を交付する。

イ 宿泊費を交付する日数は、大会要項に規定する開催期間の中で、競技
に係る必要最低限の日数とする。開催日前日の宿泊費については、大会

要項において開会式等に出場することが規定されている場合、開催場所が所属校より経路が片道60km以上の地域である場合及び公式練習が規定されている場合は交付する。ただし、大会開催場所が東京都及び神奈川県全域の場合（教育次長が特に認める場合を除く。）並びに事前練習等（公式練習を除く。）のための宿泊費は交付しない。出場競技終了日については、競技終了後会場を出発し、所属校着が20時を過ぎる場合のみ、交付対象とする。

（出場の報告）

第5条 奨励金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）の所属校の学校長（以下「学校長」という。）は、競技会等への出場が決定した後、速やかに市長に報告及び大会要項等の資料の提出を行わなければならない。

（出場結果の報告）

第6条 学校長は、申請者が出場した競技会等の終了後、速やかに市長に競技結果を報告しなければならない。

（申請）

第7条 申請者は、競技会等出場後、速やかに市長に奨励金の申請をその積算根拠となる資料等の提出と併せて行わなければならない。

（交付決定及び交付金額の確定）

第8条 市長は、前条の申請内容を審査の上、奨励金の交付の決定及び交付金額を確定し、その内容を申請者に通知するものとする。

（請求）

第9条 申請者は、奨励金の交付金額の確定後、市長に奨励金の請求を行うものとする。

（交付）

第10条 市長は、前条の請求に基づき、速やかに奨励金の交付手続を行うも

のとする。

(奨励金の返還)

第11条 市長は、申請者に虚偽の申請その他不正な行為があったと認めるときは、奨励金の全部又は一部を返還させることができる。

(激励会等への出席)

第12条 市長は、第2条に規定する交付対象者（引率指導者を除く。）及び競技会等への参加者（大会選手登録をした者以外の生徒をいう。）のために激励会、結果報告会等を開催する場合は、これらの者に対し、奨励金を交付することができる。この場合において、奨励金額は出席した者の所属校の最寄り駅から激励会、結果報告会等の会場までの往復交通費相当額とし、その交付手続は、競技会等への出場に係る奨励金交付の手続の例による。

(関係書類の保管)

第13条 学校長は、奨励金に関する書類を整理保管し、市長が報告を求めた場合又は奨励金の交付及び当該事業に関わる帳簿、書類等の調査を求めた場合は、これに応じなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(川崎市立中学校高等学校競技会及び各種大会参加派遣補助金支給要綱の廃止)

2 川崎市立中学校高等学校競技会及び各種大会参加派遣補助金支給要綱（平成24年4月1日24川教健第849号）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成28年5月2日から施行する。

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。